

# 全国信用情報センター連合会(全情連)加盟 個人信用情報機関の信用情報システムについて

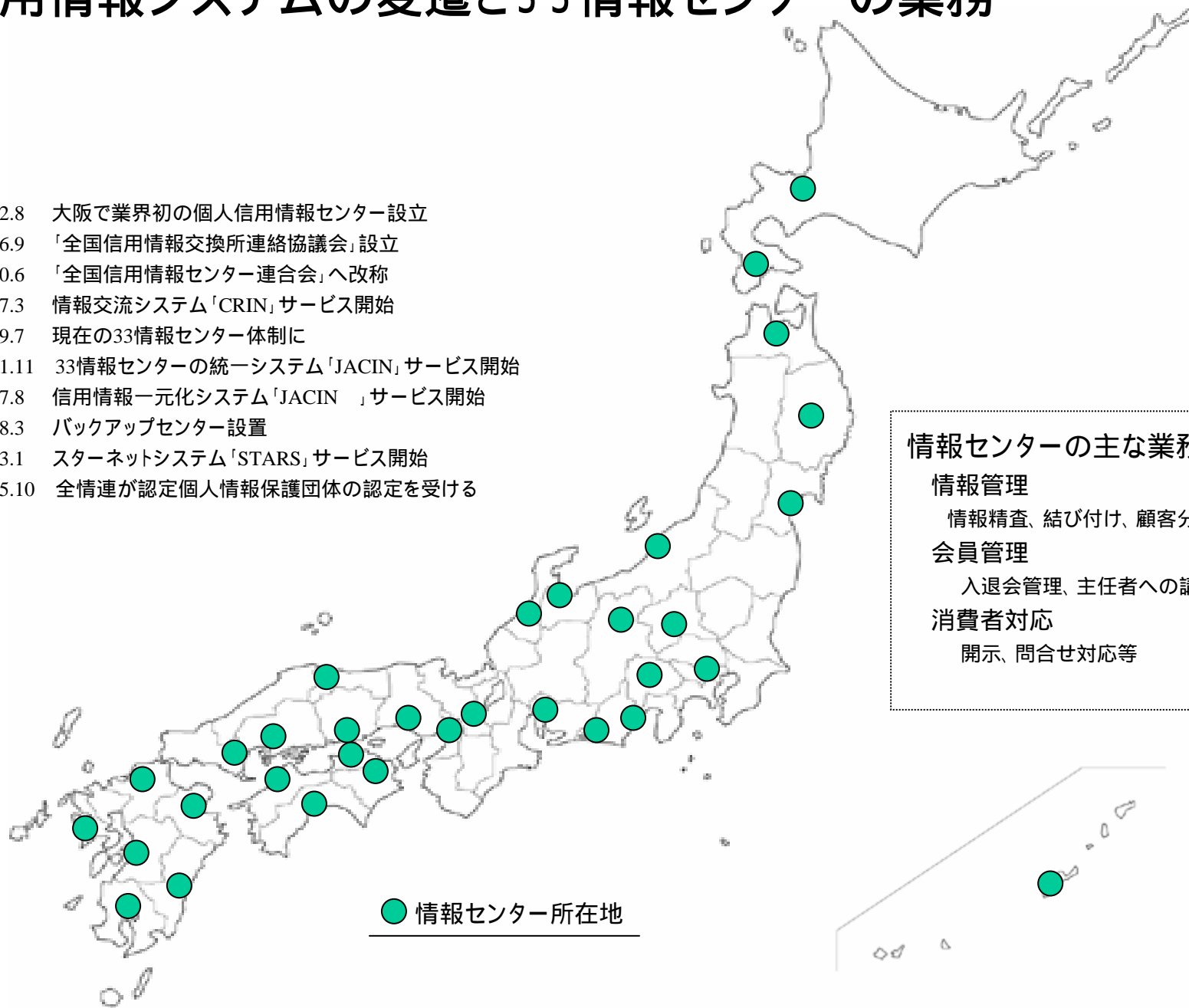
- 登録情報の内容と利用の実態 -

平成18年2月28日

全国信用情報センター連合会

# 信用情報システムの変遷と33情報センターの業務

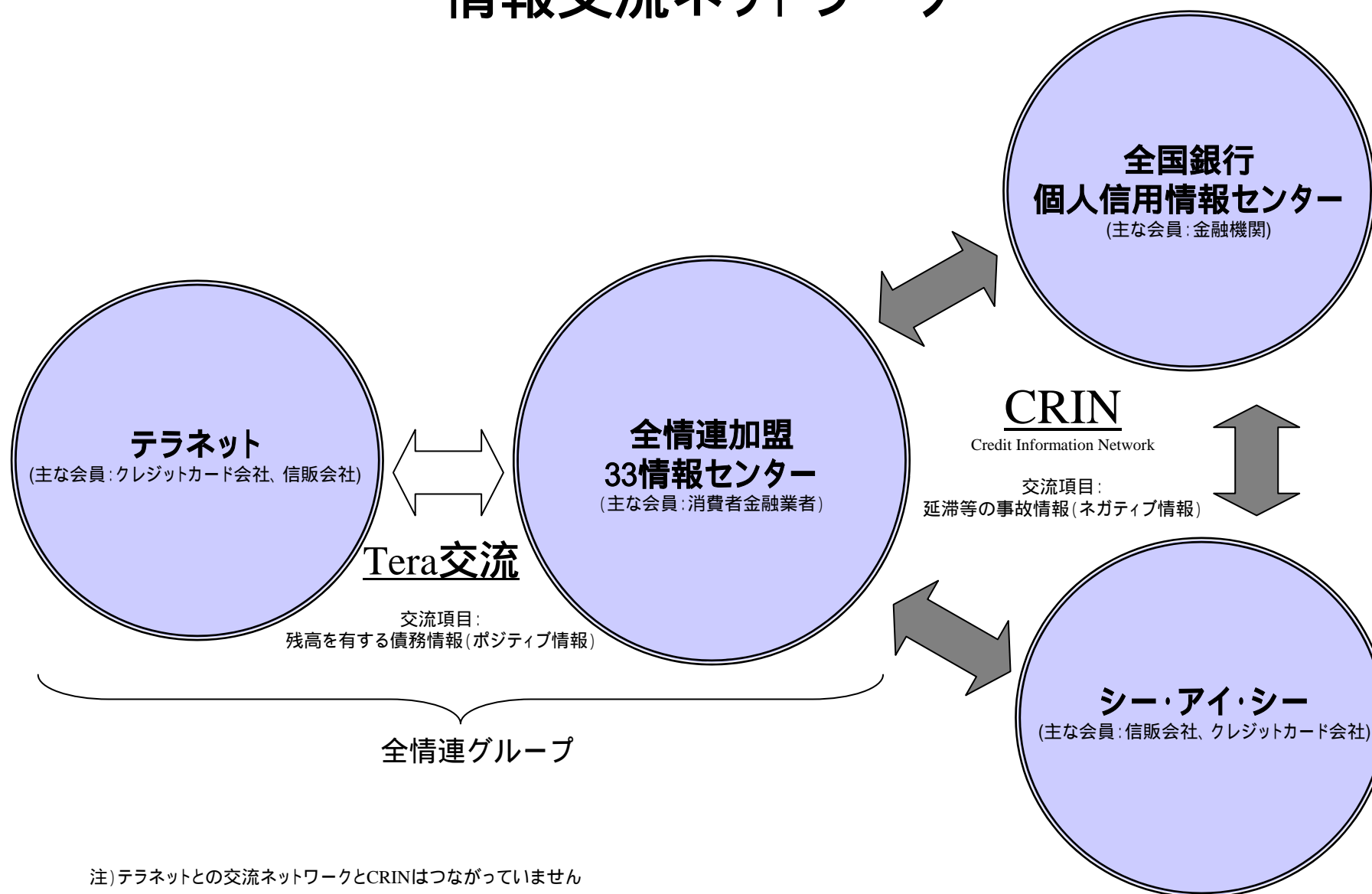
- 1972.8 大阪で業界初の個人信用情報センター設立
- 1976.9 「全国信用情報交換所連絡協議会」設立
- 1980.6 「全国信用情報センター連合会」へ改称
- 1987.3 情報交流システム「CRIN」サービス開始
- 1989.7 現在の33情報センター体制に
- 1991.11 33情報センターの統一システム「JACIN」サービス開始
- 1997.8 信用情報一元化システム「JACIN」サービス開始
- 1998.3 バックアップセンター設置
- 2003.1 スターネットシステム「STARS」サービス開始
- 2005.10 全情連が認定個人情報保護団体の認定を受ける



**情報センターの主な業務**

- 情報管理  
情報精査、結び付け、顧客分離等
- 会員管理  
入退会管理、主任者への講習・研修等
- 消費者対応  
開示、問合せ対応等

# 情報交流ネットワーク



# 全情連加盟情報センターへの入会資格基準

(平成18年1月24日改定)

## 第1条(入会資格)

1. 会員センターに入会しようとする者は、次の各号で定める入会資格要件の全てを充足する者でなければならない。

(1)「貸金業の規制等に関する法律」第3条に基づき登録を受けた貸金業者であって、規制法第2条に基づく貸金業を行うものであること。

(2)個人情報の保護に関する法律及び各種法令に基づき、以下の措置が講じられている者であること。

個人情報の安全管理上の基本方針及び取扱準則として、十分な内容を有する成文規定をもって下記事項を定めていること。

ア.個人情報の安全管理に関する基本方針

イ.個人情報の安全管理を確保するために遵守すべき業務処理上の遵守事項

ウ.個人情報の安全管理を確保するための取扱状況の点検確認等の実施及び手続

エ.個人情報取扱業務の全部又は一部を外部委託するにあたっての安全管理確保措置に関する事項

個人情報の安全管理確保の実施体制として、個人情報保護法令等に適合した安全管理措置が講じられていること。

資本金、株主構成、過去の経歴、又は、公的機関からの認証等を総合的に判断して、個人情報安全管理上の信頼度が十分に高いと認められること。

経営の健全性が確保されていると認められること。

(3)別途定める報告基準(全件登録、名寄せ、リアルタイム登録更新等)を遵守できる者であること。

2. 前項の入会資格要件を充足する者であっても、専ら媒介を行う業者は、入会資格を有しない。

3. (略)

## 第2条(資格の継続)

前条第1項所定の入会資格要件は、入会後においても維持することを要する。

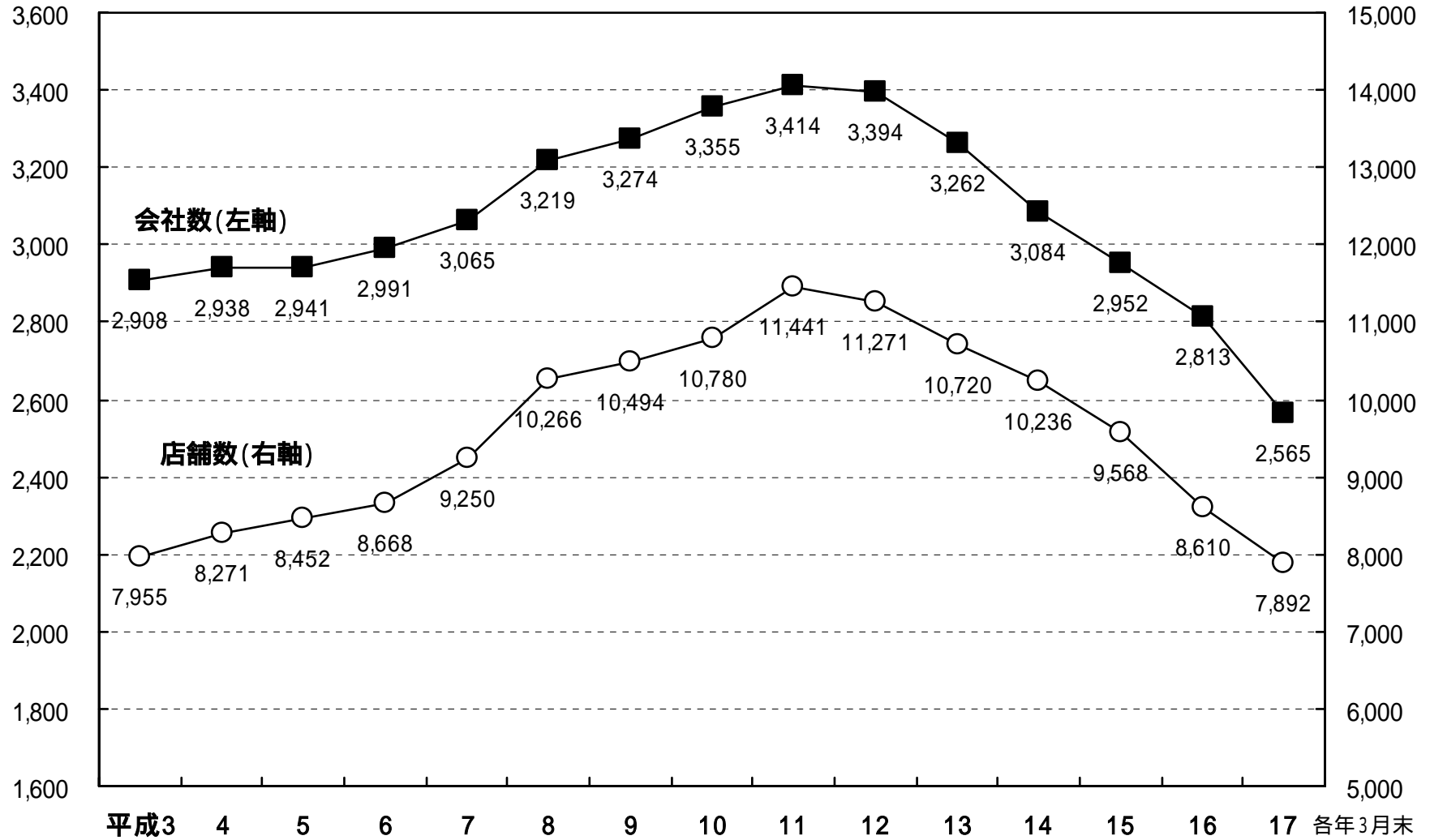
## 第3条(貸金業協会への入会)

会員センターに入会しようとする者は、規制法第25条で定められた貸金業協会の会員であることを要する。

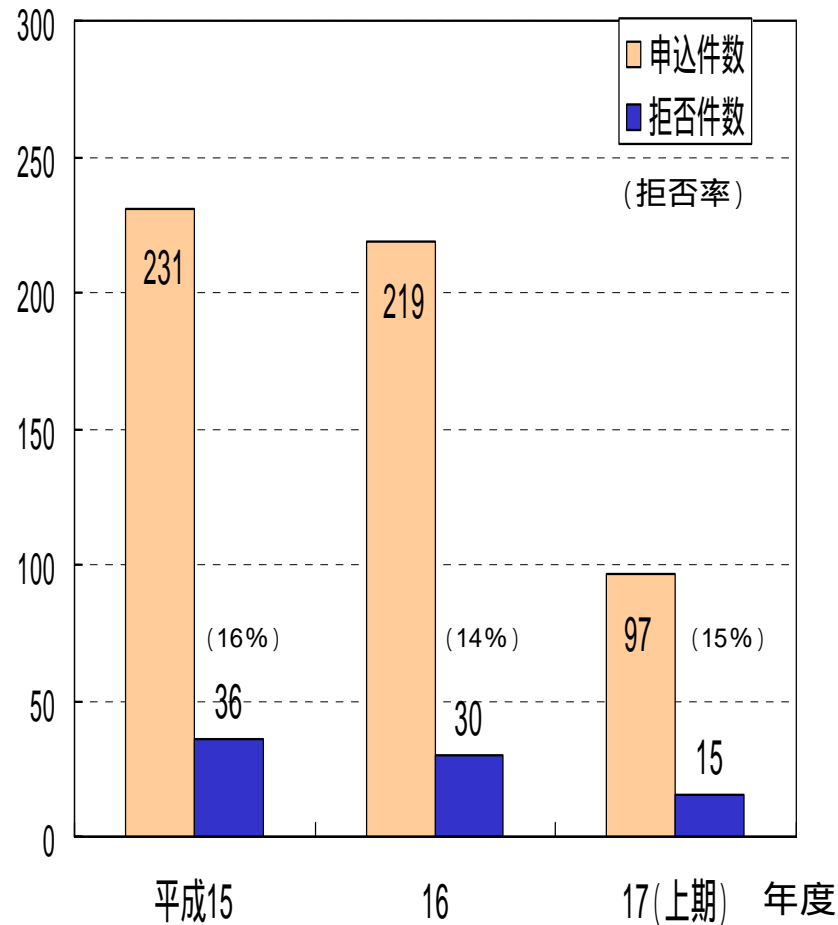
# 会員会社数・店舗数

社数 (33情報センターの重複を含まない)

店舗数



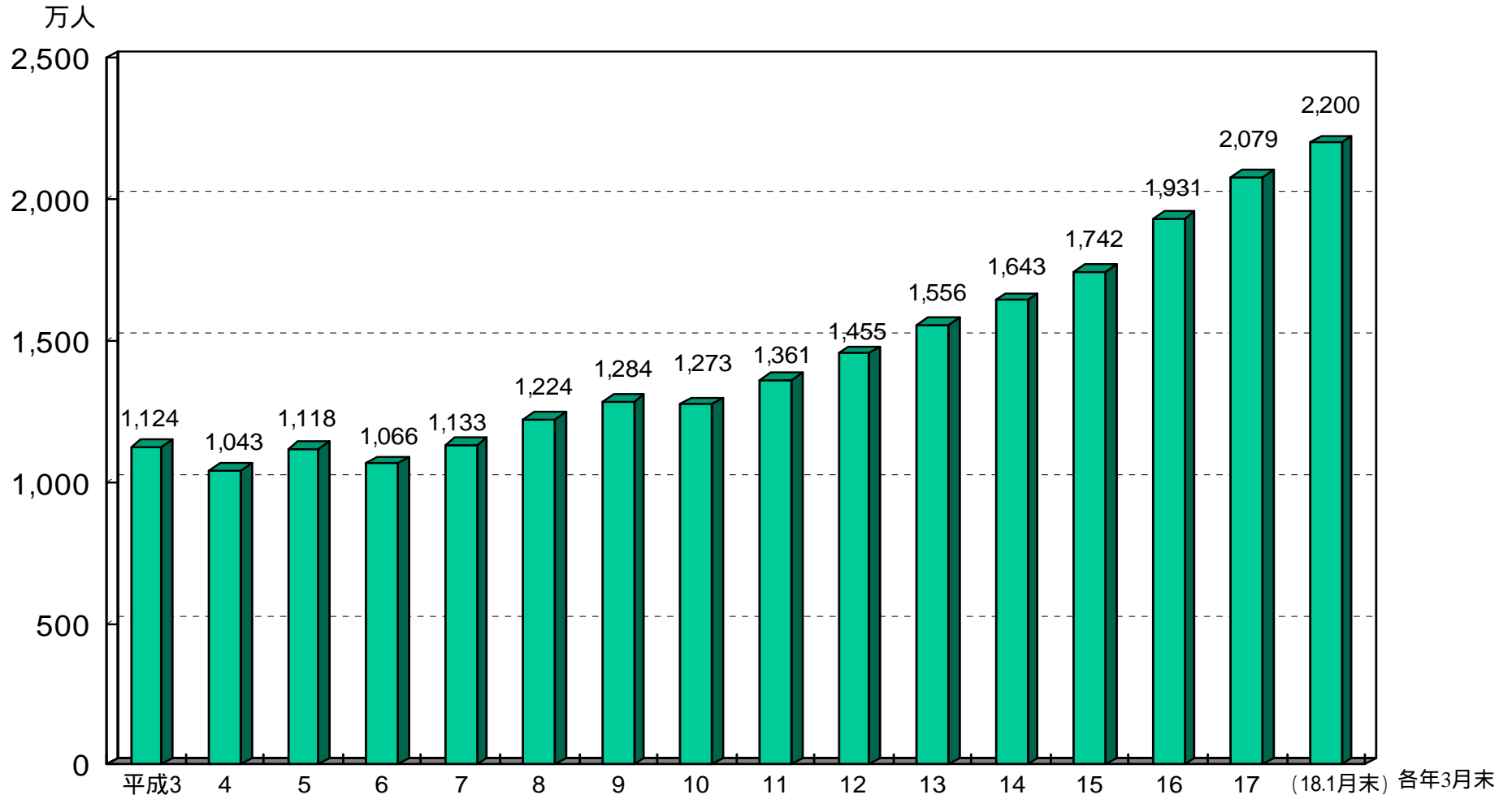
# 入会審査可否件数の推移(33センター合計)



## 入会を拒絶した主な理由

- ・事業内容や事業状況に関する理由
  - 事業継続にたる財務根拠が無い
  - 兼業業務との切り分け不十分、指導後も改善が無かったため
  - 業務実態が不明確なため
  - 業態が異なるため
  - 営業計画内容が不明なため
  - 営業実績が確認できなかったため
  - 貸付の実態が把握できなかったため
- ・知識及び能力に関する理由
  - 貸金業知識が不足であると判断したため
  - 業務経歴不足であると判断したため
  - 業務設備が整っておらず、業務熱意が感じられないため
- ・安全管理に関する理由
  - 安全管理全般が不十分なため
  - 入退室管理が不十分なため
- ・利用目的に関する理由
  - 金融以外の業種に利用する目的であると判明したため
  - 従業者を対象とする融資目的であるため

# 登録情報人数



# 登録情報内容

## 1. 本人要件情報

- ・顧客コード
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・郵便番号
- ・漢字住所
- ・カナ住所
- ・自宅電話番号
- ・連絡先電話番号
- ・漢字勤務先名
- ・カナ勤務先名
- ・勤務先電話番号
- ・本人要件の更新日
- ・調査中の注記

## 2. 取引区分

- ・新規契約
- ・更新契約
- ・再契約

## 3. 貸付区分

- ・無担保・無保証
- ・保証人貸付
- ・担保付
- ・手形貸付
- ・販売信用・無保証
- ・販売信用・有保証
- ・保証契約(会員)
- ・保証契約(非会員)
- ・リース・無保証
- ・リース・有保証

## 4. 包括個別区分

- ・包括契約
- ・個別契約

## 5. 日付・金額等

- ・貸付日
- ・貸付金額
- ・入金日
- ・残高金額
- ・入金予定日



# 登録情報内容

## 6. 異動情報

- ・延滞 - 入金予定日から3ヶ月以上何ら入金されないもの
- ・延滞解消 - 「延滞」を登録したもので、その後延滞分が入金され延滞状況が解消されたもの、またはその後完済されたもの

## 7. 参考情報

- ・債権回収 - 債権者が法的手続き等をとったもの
- ・債務整理 - 債務者が債務整理行為をとったもの。債務者に抗弁権の存するものを含む
- ・破産申立 - 債務者が裁判所へ破産を申し立てたもの
- ・特定調停 - 債務者が裁判所に特定調停法に基づく特定調停を申し立てたもの
- ・民事再生 - 債務者が裁判所に小規模個人再生手続、または給与所得者等再生手続を申し立てたもの
- ・保証履行 - 保証契約に基づき保証を履行したもの
- ・保証契約弁済 - 保証契約に基づき、保証提携先企業から一括弁済を受けたもの
- ・連帯保証人弁済 - 主債務者の返済能力の欠如を理由に、連帯保証人が契約に基づき残りの債務をすべて弁済したもの
- ・カード強制解約 - 返済能力の欠如等を理由として、債権者が強制的に包括(カード)契約を解約したもの
- ・支払抗弁中 - 割賦販売法で抗弁権が認められる事由に対して、支払抗弁書が提出されたもの

# 登録情報内容

## 8. サービス情報

- ・名義注意 - 本人以外の名義等で契約が行われたもの
- ・本人否認 - 債務者本人が契約の事実を否認したもの
- ・旧氏名 - 結婚、養子縁組等で新しい氏名に変わる前の旧氏名
- ・死亡 - 本人が死亡したもの
- ・協会整理 - 貸金業協会等で債務整理を行ったもの
- ・協会依頼 - 貸金業協会等から、本人の同意を得て貸付自粛依頼を依頼されたもの

## 9. 本人申告コメント

- ・同姓同名の別人がいる
- ・身分証明書等の紛失・盗難にあった場合
- ・名義を無断で使われるのを防止する場合
- ・保証人となることを拒否する場合
- ・上記に該当しないが、すでに登録された情報があり、特に情報センターが認めた場合
- ・JCFA(救済更正事業団)の制度を利用し救済を受けている場合

# 登録期間

- ・ 本人要件 - 契約継続中及び完済日より5年を超えない期間。  
またはサービス情報及び本人申告コメントが登録されている期間
- ・ 貸付(未完)情報 - 契約継続中
- ・ 完済情報 - 完済日から5年を超えない期間
- ・ 異動情報 - 「延滞」は延滞継続中、「延滞解消」は当該情報の発生日から1年を超えない期間
- ・ 参考情報 - 発生日から5年を超えない期間。「支払抗弁中」については支払抗弁事由継続中
- ・ サービス情報 - 発生日から5年を超えない期間。「旧氏名」については1年を超えない期間
- ・ 本人申告コメント - 確認日から5年を超えない期間
- ・ 照会記録 - 照会当日を含めた3ヶ月間
- ・ 調査中の注記 - 当該情報が調査中の期間

# 報告種別と報告方法

## 報告種別

1. 貸付報告
2. 入金残高報告
3. 異動参考報告
4. サービス情報報告
5. 新氏名報告
6. 完済報告
7. 本人要件訂正報告
8. 情報訂正報告
9. 精査報告
10. 取消報告
11. 債権移動報告
12. 非会員譲渡報告
13. 連帯保証人報告

## 報告方法

1. 専用端末機
2. 媒体 ( C T )
3. CPU接続

# 全情連信用情報システムの特徴

## 1. 全件登録義務

本人の債務をすべて把握することが適正な与信判断に必要不可欠であるため、顧客の信用情報をすべて登録することを会員業者に義務づけています。

## 2. 名寄せ

本人が複数借入を行っている場合、複数借入が当該本人の債務であることを確実に把握することが必要不可欠であるため、「顧客単位の信用情報データベース」を構築し、各情報センターと会員業者の協力により名寄せを実施しています。

## 3. リアルタイム更新

与信契約後の本人による随時借入や随時返済に伴う残高や借入件数の増減を速やかに把握することが必要不可欠であるため、それらの事実を即時にデータベースに反映するためのリアルタイム登録更新システムを構築し、会員業者に義務づけています。

# 全情連信用情報システムの特徴

## 4. 情報精査

登録情報の正確性及び最新性を確保することが必要不可欠であるため、情報センターと会員業者の協力により信用情報の定期的及び随時の精査業務を実施しています

## 5. 信用情報取扱主任者制度

会員店舗単位に責任者を定め信用情報の安全管理を会員業者に義務づけています。

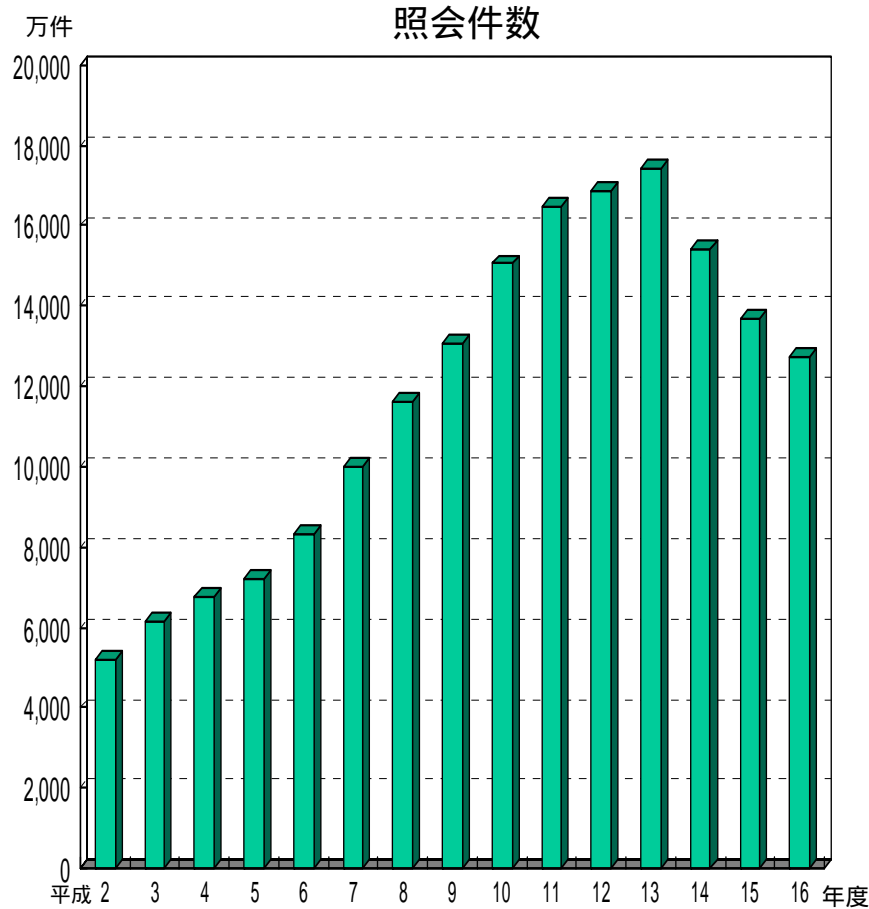
## 6. モニタリング業務

信用情報の報告漏れや不正な照会を系統的に自動検知し、疑わしいものについて個別集中的に調査を実施しています

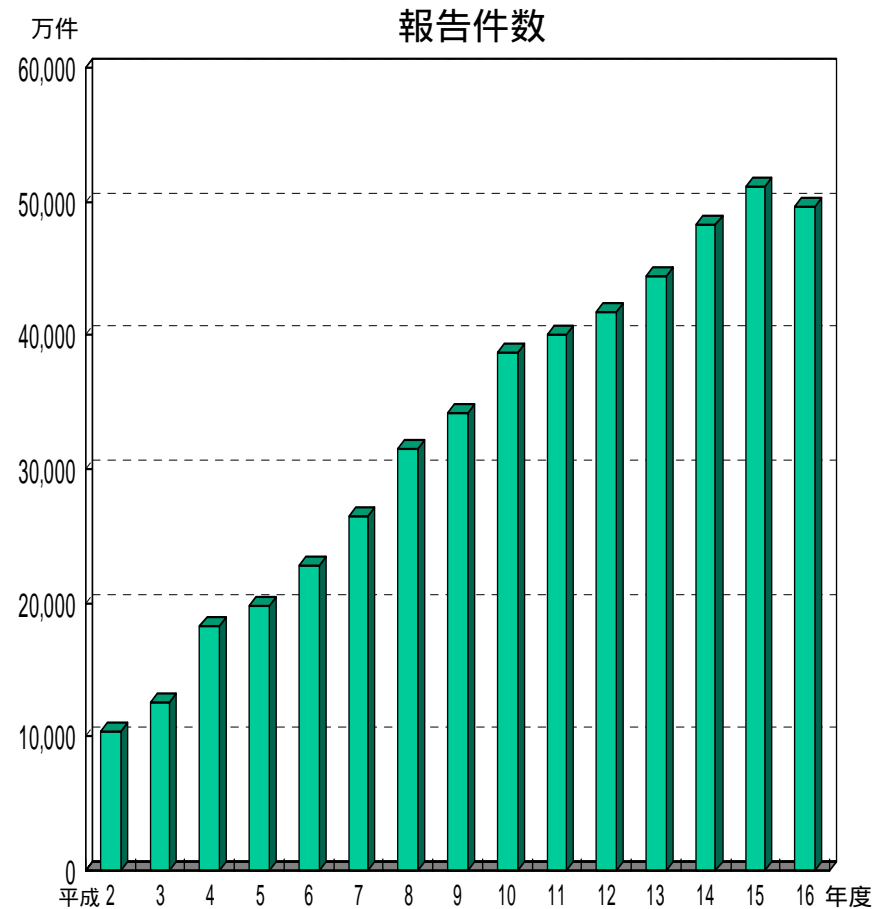
## 7. 本人開示制度

本人への情報開示を通じて登録情報の正確性と最新性を確保するとともに不正な照会を発見できるようにしています。

# 照会件数・報告件数の推移

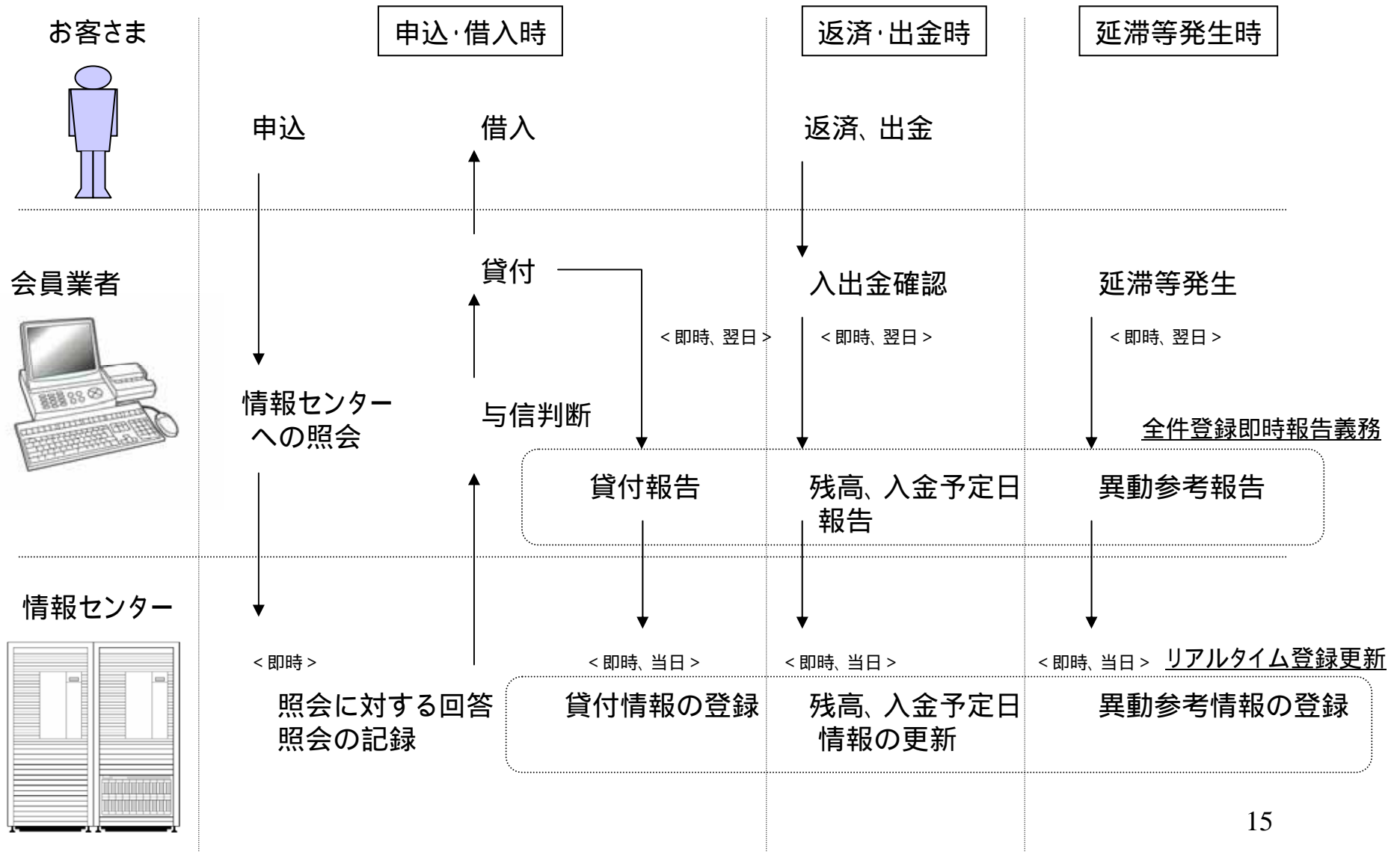


平成16年度 1億2755万件 (1日あたり約35万件)



平成16年度 4億9613万件 (1日あたり約136万件)

# 信用情報の登録及び更新の流れ





P16 は、資料提出者の要望により、HP掲載を控えさせていただきます。

## 回答情報の内容と見方

**A:照会者情報** 会員店舗コード、照会者名、照会日時を表示しています。

**B:本人要件最新更新日** 本人要件のいずれかの項目が直近で更新された年月日を表示しています。

### C:本人情報

該当した本人に係る債務の全体像を一覧で回答します。本人詳細ボタンの押下で詳細回答画面に遷移します。

### D:結び付け情報

別々の顧客として登録されているが、情報センターで調査を行った結果同一人物であるとみなされた場合に、情報センターにおいて「結び付け」作業を行い、結び付け情報として回答します。  
本人に係る債務情報の漏れをなくす必要性から名寄せ業務の一つとして情報センターが会員業者の確認を得て実施しています。

### E:類似情報

3つの照会キー(カナ氏名、生年月日、自宅電話番号)のうち、2点のみ合致した情報を類似情報といたします。例えば顧客が移転をした場合、あるいは顧客が生年月日を偽って借入申込を行った場合に、3つのキーすべてに一致した情報しか回答しなかったとすると、本人に係る債務情報に漏れが出る可能性があります。その対応として、照会キー(カナ氏名、生年月日、自宅電話番号)の一つが異なる情報を回答することにより債務全体の把握を可能な形にしています。

P18 は、資料提出者の要望により、HP掲載を控えさせていただきます。

## 回答情報の内容と見方

### F:貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、入金予定日

- ・貸付日は貸付を行った日付、貸付金額は貸付を行った金額を表示しています。
- ・入金日は、顧客が返済または借り増しをした日付を表示しています。
- ・残高金額は、顧客が返済または借り増しをした結果としての残高金額を表示しています。
- ・入金予定日は、次回入金される予定日を表示(保証契約情報の場合は残高確認日を表示)しています。
- ・各債務情報の貸付日 - 入金日 - 入金予定日の日付を債務毎に追うことにより、顧客の借入内容の変遷を把握することが可能になっています。
- ・照会日より入金予定日が過去日付であれば入金が遅れていることがわかります。
- ・日次単位で延滞状況の把握が可能になっています。

### G:照会状況

- ・過去30日間に与信申込に伴う会員からの照会があった件数等を表示しています。
- ・短期間の借り回り状況の把握が可能になっています。

# 個人情報保護の対応

## 33 情報センター

- ・「個人情報の保護に関する法律」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に準拠した対応を行っています。
- ・2005年3月に上記の準拠性について外部監査を実施し、2006年4月にフォローアップ監査を実施する予定です。

## 33 情報センターの委託先情報処理会社

- ・「個人情報の保護に関する法律」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に準拠した対応を行っています。
- ・2005年3月に33情報センターの委託先として上記の準拠性について外部監査を実施し、2006年4月にフォローアップ監査を実施する予定です。
- ・ISMS及びプライバシーマーク認証を取得しています。

## 全国信用情報センター連合会

- ・2005年10月に金融庁より認定個人情報保護団体の認定を受けました。
- ・加盟33情報センター及びテラネットならびに委託先2法人を対象事業者とした認定業務を遂行しています。

# 過剰貸付及び多重債務防止に向けた対応

## 最新情報の把握による途上与信管理

大多数の顧客は自ら金銭管理を適切に行い、健全に消費者ローンを反復利用しているところ、多重債務に係る限界的な顧客を早期発見し適切な与信管理を行うためには、会員業者において、顧客の債務状況を時系列的に適時的確に把握することが重要と考えます。

## 全情連における枠組みの整備と貸金債権に係る信用情報の整備充実

全情連では、会員業者の貸金業に係る適切な与信判断に一層資するために、金融分野における貸金債権に係る信用情報の充実を進めることとし、今般、貸金業を兼業する割賦販売業者等について、当該業者が保有する貸金債権(クレジットカードに付帯する貸金債権を除く)を対象とする加盟33情報センターへの貸金事業部単位の入会の道を開き、より広く貸金債務に係る情報を集積し利用していただくことといたしました。

また、現状のCRINによる事故情報の相互交流については、消費者信用全体のミニマムな仕組みとして今後も維持するとともに、引き続き割賦販売業者やクレジットカード会社等のテラネットへの入会を促進することにより、全情連グループ全体での金融分野を中心とする信用情報の整備、充実を図り、過剰貸付や多重債務の防止に一層貢献できるよう努めていくこととしています。

全国信用情報センター連合会

[www.fcbj.jp](http://www.fcbj.jp)